

Ⅱ ガイドラインに基づく関係者の役割整理

1. ガイドラインに基づく 実務者（診療放射線技師、 医師、検診実施機関）の役割

丸山雄一郎 浅間南麓こもろ医療センター放射線科・臨床画像センター

2025年4月25日に、国立がん研究センターは「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年度版」¹⁾を発表し、喫煙者に対する低線量CTは、複数の無作為化対照試験(RCT)による死亡率減少効果を示す科学的根拠があり、その証拠の信頼性は中等度以上であるとして、対策型検診、任意型検診ともに、実施を勧めることを提言した。

2025年10月10日に厚生労働省が開催した第45回がん検診のあり方に関する検討会²⁾において、対策型低線量CT肺がん検診導入のロードマップが示され、導入に向けた検討が緒に就き、対策型検診のための低線量CT肺がん検診マニュアル作成合同委員会(委員長・芦澤和人先生)において、マニュアル作成作業が開始されている。

本稿では、ガイドラインに基づく実務者(診療放射線技師、医師、検診実施機関)の役割について概説する。

ガイドラインの理解・ 順守と認定制度

対策型肺がん検診は、「肺がんの死亡率減少」をアウトカムとした一連の検診プログラムであり、その成果を実現するには検診プログラムとしての厳格な精度管理が求められる。したがって、撮影を担当する診療放射線技師、読影を担当する医師ら、低線量CT肺がん検診の実務者は、検診の目的とその実務について正しく理解し、目的から逸脱しないよう、今後策定される「対策型検診のための低線量CT肺がん検診マニュアル」を順守し、精度管理に努めなければならない。また、検診実務に携わる保健師や事務職員など、すべての関係者にもガイドラインの内容が周知され、適正・適切な検診業務の遂行のため、検診実施機関の精度管理も求められる。それには、肺がんCT検診認定機構(以下、認定機構)により認定された診療放射線技師、医師、施設であることが望ましいとされている。この認定機構は、2007年に日本医学放射線学会、日本呼吸器学会、日本呼吸器外科学会、日本肺癌学会、日本CT検診学会、日本放射線技術学会の6学会から委員が参集し、2009年に設立された。CT検診を実施する診療放射線技師、医師、施設が、一定レベル以上の精度を保っているか否かを評価し、規定レベル以上に該当する者や施設を認定することで、国民が安心してCT検診を受診できる環境を作ることを目的としている。

診療放射線技師に 求められる資質と技量

撮影を担当する診療放射線技師は、認定機構により認定された診療放射線技師(肺がんCT検診認定技師)であることが望ましい。肺がんCT検診技師認定事業は、低線量CT検診に携わる診療放射線技師の撮影技術の維持・向上、異常所見の検出能力の向上、肺がん検診の知識の維持・向上を目的として認定試験を課し、一定の基準を満たした診療放射線技師に資格を付与するものである。撮影装置や撮影線量の適切な管理の下、読影に資する適切な低線量CT画像を撮影することが第一義である。2025年11月時点で、全国で1881名が認定されている。

読影医師に求められる 資質と技量

対策型低線量CT肺がん検診の読影を担当する医師は、認定機構により認定された医師(肺がんCT検診認定医師)であることが望ましいが、2025年11月時点で、全国で1722名であることから、当面の間、呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医として5年間以上の経験を有する者、あるいは、3年間以上の低線量CT肺がん検診の読影経験を有する者で、いずれも検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年1回以上参加し、